

平成30年9月10日

## 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受け、平成31年2月1日から施行します。

### 【変更の概要】

親元などから離れて暮らす学生(生計をともにする方がいない学生を含む。)のうち、次のいずれかの要件に該当する学生を全額免除の対象とします。

#### ○奨学金受給対象の学生

- ・ 日本学生支援機構、地方自治体、学校および教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とする公益法人が実施する奨学金制度のうち、経済的理由の選考基準がある奨学金制度の奨学金を受給している学生
- ・ 経済的理由の選考基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認める奨学金制度の奨学金を受給している学生

#### ○授業料免除対象の学生

学校が設ける授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

#### ○市町村民税非課税世帯の学生

親元などの世帯構成員の全員が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の措置を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

#### ○公的扶助受給世帯の学生

親元などの世帯が公的扶助を受けている場合で、当該世帯の構成員と生計をともにする学生

免除の申請方法等の具体的な手続きについては、ホームページ等を通じてあらためて周知していきます。

# 「奨学金受給対象等の別住居の学生」について

親元などから離れて暮らす学生（生計をともにする方がいない学生を含む。）のうち、次のいずれかの要件に該当する学生を全額免除の対象とします。

**奨学金受給対象の学生**

奨学金受給

別住居

全額免除

- ・ 日本学生支援機構、地方自治体、学校、公益法人\*が実施する経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している学生
- ・ 経済的理由の選考基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認めた奨学金を受給している学生

\* 教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とするもの

**授業料免除対象の学生**

授業料免除

別住居

全額免除

学校が実施する授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

**親元などが市町村民税非課税の学生**

市町村民税非課税

別住居

全額免除

親元などの世帯構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の学生

**親元などが公的扶助受給世帯の学生**

公的扶助受給

別住居

全額免除

親元などの世帯が公的扶助を受給している学生